【別紙1】中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準の概要

		対象となる損害	対象となる方	対象期間	損害額 ^{※1}
過酷避難状		スタンスター 2(放射線に関する情報が不足する中で、被ば 今後の展開に関する見通しも示されない不安	本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径 20km の区域にあり避難された方		
況による精 神 神 神 神 難 費用、 財 大 大 大 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い た い た	を抱きつつ、	着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷 『避難を強いられたこと》による精神的損害	末休 東 投膳 点になける 先生の 末期 が担 具第二 原 五九 ※寒 嘘かた 半久 の ﹏ 、半久		15 万円
	避難費用、 日常生活 阻害慰謝料	自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正 常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり 著しく阻害され生じた精神的損害	本件事故時点における生活の本拠が帰還困難区域にあった方、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にあった方	2017年6月~2018年3月	月額 10 万円
	生活基盤 生活基盤が本件事故前の状況からかなりの 変容による 程度毀損されたことにより生ずる精神的損	本件事故時点における生活の本拠が居住制限区域および避難指示解除準備区域 (大熊町もしくは双葉町を除く)、楢葉町の緊急時避難準備区域にあった方	期間の定めはありません	250 万円	
			本件事故時点における生活の本拠が緊急時避難準備区域(楢葉町を除く)にあった方	期間の足めはありません	50 万円
健康不安に 基礎を置く 精神的損害	相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害		本件事故時点における生活の本拠が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、または福島第一原子力発電所から 20km 圏内にあった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方	2011年3月~2011年12月	子供および妊婦の方 60万円 子供および妊婦以外の方 30万円
ADR総括 基準を踏ま えた精神的 損害の増 事由※2	①要介護状態にあること		避難等対象者の方のうち、左記①~⑤の増額事由に該当する方	日常生活阻害慰謝料の賠償 の対象となる期間のうち、 増額事由に該当する期間	月額3万円
	②身体又は精神の障害があること				
	③①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと ④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと				○乳幼児(満3歳未満)の世話を行っていた方 月額3万円○満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を行っていた方月額1万円
	⑤妊娠中であること				○本件事故時点に妊娠されていた方 妊娠月齢に関わらず一時金として30万円○本件事故以降に妊娠された方妊娠期間中月額3万円
	⑥重度又は中等度の持病があること				
	⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったこと				
	⑧家族の別離	生、二重生活等が生じたこと			
	9避難所の移	動回数が多かったこと			
		- 適応が困難な客観的事情であって、上記の事 人上の困難さがあるものがあったこと			
自主的避難 等に係る損 害			本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった方のうち、同 区域外に自主的に避難、または同区域内に滞在された子供および妊婦以外の方	2011年12月31日	20 万円
	阻告されただ	こめに生した精神的古角	本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域(計画的避難区域・特定避難 勧奨地点を除く)にあった方 ^{**3} のうち、同区域内または自主的避難等対象区域内 に避難または滞在された子供および妊婦以外の方	2011年12月31日	20 万円
	安、これに伴	学う行動の自由の制限等により、正常な日常生 &続が相当程度阻害されたために生じた精神的	本件事故時点における生活の本拠が福島県県南地域にあった方のうち、同地域以外に避難もしくは同地域内に滞在された子供および妊婦以外の方、 または本件事故時点における生活の本拠が宮城県丸森町にあった方のうち、同町以外に避難もしくは同町に滞在された子供および妊婦以外の方 ※4	2011年3月11日~ 2011年12月31日	10 万円

^{※1} お支払いさせていただく賠償額については、各損害項目と同趣旨の損害について、直接請求手続、ADRセンターでの和解の仲介手続または訴訟などにおいて、賠償金をお支払い済みの場合は、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いさせていただきます。 ※2 増額事由が複数ある場合の扱いや網掛けの⑥~⑩の具体的な賠償基準については、改めてお知らせさせていただきます。

^{※3} 屋内退避区域または南相馬市の一部地域(中間指針において「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として扱うこととされた区域)に生活の本拠があった方は、避難の有無や避難先を問わずお支払いの対象とさせていただきます。

^{※4} 与党東日本大震災復興加速化本部からの申し入れや、与党の申入れを受けた国から当社への指導等を踏まえて追加賠償をさせていただきます。